

医療局医師奨学資金貸付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

岩手県医療局長 八重樫 幸 治

医療局医師奨学資金貸付規程の一部を改正する規程

医療局医師奨学資金貸付規程（昭和40年岩手県医療局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第7条及び第8条 削除</p>	<p><u>（在職期間の計算）</u></p> <p>第7条 条例第9条第1項の規定による在職期間の計算については、<u>年月数によるものとする。</u></p> <p>2 前項に規定する在職期間（以下「在職期間」という。）の年月数の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>（1）<u>年又は月により在職期間を計算する場合は、民法（明治29年法律第89号）第143条の定めるところによる。</u></p> <p>（2）<u>1月に満たない在職期間が2以上ある場合は、これらの在職期間を合算するものとし、これらの在職期間の計算については、30日をもって1月とする。</u></p> <p>（3）<u>在職期間には、次に掲げる期間（以下「除算期間」という。）を含まないものとする。</u></p> <p>ア <u>地方公務員法（昭和25年法律261号）第27条第2項及び第28条第2項の規定による休職の期間</u></p> <p>イ <u>地方公務員法第29条の規定による停職の期間</u></p> <p>ウ <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定による育児休業をした期間</u></p> <p>エ <u>育児休業法第10条第3項の規定による地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第5項において読み替えて適用する育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）をした期間があるときは、当該期間の初日から末日までの日数（以下「育児短時間勤務日数」という。）から、育児短時間勤務日数に育児短時間勤務を始めた後における1週間当たりの勤務時間の時間数をその者の1週間当たりの通常の勤務時間の時間数で除して得た数を乗じて得た日数を減じて得た日数（当該日数に1日未満の端数があるときは、これを1日に切り上げた日数）を1月を30日として月に換算した期間</u></p> <p>オ <u>アからエまでに準ずる期間として局長が別に定める期間</u></p> <p>3 前項の規定により計算した在職期間に1月未満の端数が生じたときは、これを1月に切り上げるものとする。</p>

(返還等の免除等) <u>第9条</u> [略]	(返還等の免除等) <u>第8条</u> [略]
(返還等の免除等の決定) <u>第10条</u> [略]	(返還等の免除等の決定) <u>第9条</u> [略]
(返還等の免除に係る在職期間の特例) <u>第10条の2</u> [略]	(返還等の免除に係る在職期間の特例) <u>第10条</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- この規程による改正後の医療局医師奨学資金貸付規程の規定は、この規程の施行の日以後に貸付けの決定を受ける者について適用し、同日前に貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。